

一部負担金ありの医療証の提示がある場合のQ&A

神奈川県の小児医療費助成制度

1 一部負担金について

Q1 柔道整復師の施術、鍼灸、あんま、マッサージ師の施術の一部負担金が小児医療の自己負担上限額(通院1回500円)に満たない場合、徴収する金額はどのようになりますか。

A1 各療養費は、1回の施術につき500円まで徴収します。例えば、一部負担金が480円の場合、480円を徴収してください。

また、一部負担金として徴収する金額は、10円未満を四捨五入して徴収しますが、療養費支給申請書には1円単位で記載してください。

Q2 1日のうち同一の施術所で2回施術した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。

A2 小児医療の一部負担金は1回ごとに500円まで徴収しますので、2回分を徴収してください。

2 医療証の資格について

Q1 神奈川県内の小児医療費助成事業では、所得制限を設けているが、具体的にはどういうことを意味するのですか。

A1 保護者の所得が一定の額以上のときは、小児医療費助成事業の対象とならず医療証も発行されません。

なお、所得制限の判定は、医療証を発行する際に行いますので、施術機関の窓口では、医療証の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

Q2 医療証の有効期限はどのように設定されていますか。

A2 医療証の有効期限は、お子様によって異なりますので、必ず医療証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いします。

3 小児医療の療養費支給申請書の請求について

Q1 小児医療の請求はどのように行うのですか。

A1 小児医療の請求は、加入保険に関らず施術療養費支給申請書により、神奈川県国民健康保険団体連合会へ請求してください。